

令和7年4月1日から 公共下水道使用料を 改定します

これからの下水道を守っていくために、みなさまのご理解をお願いいたします。

収入の減少に
備えます



災害に
備えます

老朽化に
備えます

使用料改定に関するQ&A



Q 公共下水道使用料はどのように使われていますか？



A 家庭や事業所から出る汚水を処理するために使われます。また、下水道管やポンプ場の正常な機能を維持するため、適切な維持管理を行い必要な修繕などを実施する費用に使われています。



Q 今、使用料を改定しなければならないのですか？



A 改定を先送りすることは、負担を将来に先延ばしすることとなり、次の引き上げ幅を大きくしてしまいます。また、必要な事業が計画的に実施できなくなり、今後の汚水処理に支障が生じる恐れがあります。



Q 今回改定したら、しばらく改定の必要はなくなるのですか？



A 社会情勢の変化が大きいことから、今後は4年ごとに改定の必要性と時期を検討していくこととします。経営の合理化や効率化に努めながら、改定の必要性を総合的に判断していきます。



Q 農業集落排水施設使用料と公設浄化槽使用料は改定しないのですか？



A 今回は、改定は行いません。令和6年4月に企業会計に移行し、はじめての決算を踏まえ、経営状況を明らかにしたうえで、使用料の妥当性を検討していきます。



Q 改定で支払いが困難になった場合はどうすればいいですか？



A 支払いが困難となる事情がある場合には、個別に相談をお受けしますので、上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411：平日の午前9時～午後5時）までご連絡ください。

上下水道局ホームページにも、公共下水道使用料改定に関するQ&Aを掲載しています。



公共下水道使用料の
改定について
お問い合わせ・
ご相談

担当：経営企画課

●メール keieikikaku@city.morioka.iwate.jp

●電話 **019-623-1441**
(受付時間：平日の午前9時～午後5時)

●手紙 宛先：〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 経営企画課 行

公共下水道使用料改定の内容

【現行】公共下水道使用料 料金表 (1か月分/消費税込み)

汚水の種類	基本使用料	従量使用量(1㎡につき)				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般汚水	995円	1~10㎡まで 45円	11~20㎡まで 101円	21~30㎡まで 141円	31~50㎡まで 195円	51㎡以上 257円
公衆浴場汚水	995円	1㎡につき 23円				
臨時汚水	—	1㎡につき 302円				

【改定後】公共下水道使用料 料金表 (1か月分/消費税込み)

汚水の種類	基本使用料	従量使用量(1㎡につき)						
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般汚水	1,287円	1~5㎡まで 66円	6~10㎡まで 77円	11~15㎡まで 132円	16~20㎡まで 143円	21~25㎡まで 176円	26~30㎡まで 198円	31㎡以上 275円
公衆浴場汚水	1,287円	1㎡につき 28円						
臨時汚水	—	1㎡につき 376円						

将来、人口が減少して汚水排出量が少なくなっても、安定した使用料収入を確保するための使用料体系を設定しました。



使用料収入が減ると下水道施設を維持できなくなってしまうわ!

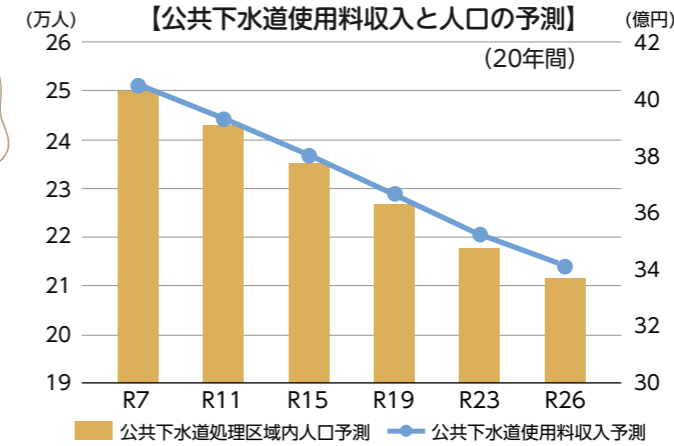


老朽化が進めば、事故の発生リスクも高まるのよ。

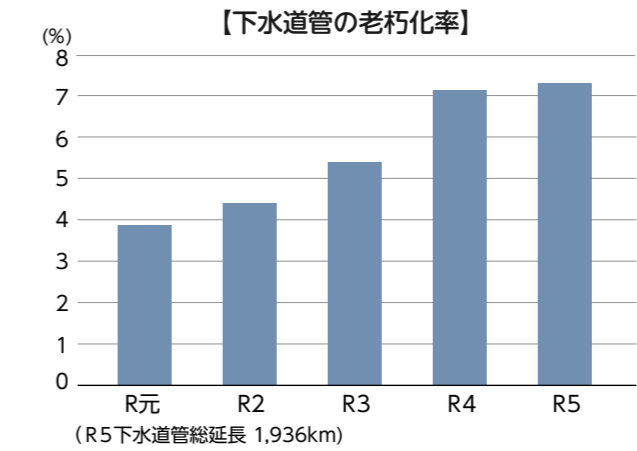


人口減少により、今後さらに使用料収入の減少が見込まれる中、施設の老朽化や自然災害等に対応し、将来にわたり安定的に公共下水道事業を継続していくため、公共下水道使用料の改定を行います。

公共下水道使用料改定の主な理由



■使用料収入の減少
公営企業である下水道事業は、必要な施設の整備と維持管理の経費を使用料で賄って事業を運営していく「独立採算制」を原則としています。公共下水道使用料収入は年々減少し、令和5年度は、平成30年度と比較して約5%減少しています。今後も人口減少が予測される中で、使用料収入の減少は危機的な状況に向かっています。



■古い下水道施設の「維持・更新」
公共下水道事業は、「建設・拡張」の整備中心の時代から、「維持・更新」の管理運営の時代へと変化しています。しかしながら、これまで投資してきた公共下水道施設を維持管理するためには、莫大な費用が必要です。また、全国的に、法定耐用年数を経過した下水道管やポンプ場などの施設が増えています。本市でも施設の老朽化が進んでおり、更新が必要な状況です。

●改定後の公共下水道使用料の計算例

一般汚水1か月の汚水排出量(水道使用量)が20㎡の場合		(改定後)	(現行)
①基本使用料		1,287円	995円
②従量使用料	(1㎡~5㎡)	5㎡ × 66円 = 330円	225円
	(6㎡~10㎡)	5㎡ × 77円 = 385円	225円
	(11㎡~15㎡)	5㎡ × 132円 = 660円	505円
	(16㎡~20㎡)	5㎡ × 143円 = 715円	505円
	計	3,377円	2,455円

この場合は、1か月分で922円の引き上げになります。水道をお使いの方は、水道の使用量を汚水排出量として計算します。※水道料金はこれまで通りで変更はありません。

●現行・改定後使用料の比較 一般汚水1か月分：消費税込み

使用料(1か月)	10㎡	20㎡	30㎡	50㎡	100㎡	1,000㎡	5,000㎡	10,000㎡
現行使用料	1,445円	2,455円	3,865円	7,765円	20,615円	251,915円	1,279,915円	2,564,915円
改定後使用料	2,002円	3,377円	5,247円	10,747円	24,497円	271,997円	1,371,997円	2,746,997円
差額	557円	922円	1,382円	2,982円	3,882円	20,082円	92,082円	182,082円

●各世帯の公共下水道使用料は、水道料金と併せて、原則2か月分をまとめてお支払いいただいています。水量ごとの使用料を一覧で確認できる新しい料金早見表は、現在上下水道局ホームページでご確認いただけます。皆さまのお手元には、令和7年3~4月にお届けします。

URL: https://www.morioka-water.jp/about/se_gaiyou.html



●家事用井戸を使用する場合

世帯の人数で計算します。井戸水のみ使用される場合と、市水道と井戸水の両方を使用している場合では使用料が異なります。

詳しくは上下水道局ホームページをご確認ください。

URL: https://www.morioka-water.jp/about/se_gaiyou.html#ido



災害時でも安定的に公共下水道を ご使用いただくため、 施設の耐震化が必要です

災害はいつどこで起きるか分からないため、災害対策は急務です。公共下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題として、トイレが使用できなくなるばかりか、下水道管の破損やマンホールの浮上による道路の損傷が発生するなど、市民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。災害時に同等の機能を代替する手段がないにもかかわらず、公共下水道施設の多くについて耐震化が完了していません。そのため、本市では長期的な視点で計画的・効率的に下水道管やポンプ場などの耐震化にしっかりと取り組んでまいります。

